

経過:本年 6 月議会において請願が採択された。この請願は「慰安婦問題での河野談話に信用できない点があるので新しい総理大臣談話を出すように国に意見書を送ってほしい」というものであった。請願採択後、青木議長は請願者が用意した意見書を所定の手続きを全く取らずに国に送ることを表明し 7 月 15 日国に対し「議決した意見書」と表記して国に送ったことが明らかになった。だが、請願は上程され討論され採決の事実があるが、意見書はそのような事実が一切なく、地方自治法に違反しているので、日本共産党議員団として取り下げの決議を提案して法令順守を訴えたものである。以下提案理由を明らかにしておきたい

意見書取り下げ決議:提案理由の説明

総務文教委員会に付託するのがよい、と考えていたのですが、反対者がありいきなり本会議での討論を迎えました。この結果少し時間をいただきますがお許しを願いたいと思います。先ず読み上げます。

意見書取り下げに関する決議(案)

去る平成 26 年 6 月 16 日、当議会は「慰安婦問題に関する請願」を賛成多数で採択した。この請願においては「国に意見書の提出を求める」との記載があり、議長は請願者が用意した「慰安婦問題に関する意見書」なる文書を同年 7 月 15 日に内閣総理大臣・外務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・財務大臣のそれぞれに送付したが、下記に示す通り、同意見書は当議会において議決していないことが明白であるので、今般これを取り下げる。記

1. 議会に上程されていない。
2. 提案者・賛同者の記載がない。地方自治法では、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成がなければ提案そのものが出来ないルールになっている。
3. 提案理由の説明がなされていない。
4. 採決を行っていない。賛成者も反対者も存在しない。
5. 採決の結果は報告されていない。
6. 「慰安婦問題に関する意見書」なる文書は、請願採択後に全議員に配布されたものである。平成 26 年 9 月 22 日 奈良県広陵町議会
提案理由をさらに 5 点申し上げます。

① 6 月 16 日に、青木議長は日本共産党議員団の制止を考慮せず「議長の責任で送ります」と突っぱねました。このため私たちは 7 月 4 日に文書で申し入れ、翻意を促したのですが、回答は「意見書と請願を一括採択した」となっています。その際、阪本事務局長は、津山市・明石市・米子市において、請願を採択すれば請願者が準備した意見書を採択したことにして国に送っているとの説明がありましたが、しかしながら次に

示すように他の3市では今回のような進め方はしてられません。

岡山県津山市議会 末永弘之議員(11期目)

国に対して議会から意見書を出してほしい、との請願が提出された場合には、請願者が準備した意見書案が添付されている場合が多いので、該当常任委員会で請願書と意見書を開示して同時に議論することになっている。請願書は議会では修正できないが、意見書は賛成する議員が中心になって手直しを行い最終的には議長が案として定めて本会議に臨む。よって各議員は、この請願が採択されたらこの意見書が可決されるのだな、との認識で請願の採択に臨むことになる。よって意見書を独自に提案し独自に議決することはしていない。「手抜き・地方自治法違反だと指摘しました」

兵庫県明石市議会 辻本達也議員(3期目)

請願と意見書の一括採択など聞いたことがない。全国町村議長会がうちの議会でそんないいかげんなことをやっていると説明したなら問題だ。明日議会事務局から確認してもらおうことにする。国に対して意見書を出してほしいとの請願が採択されたら、意見書を別途続けて追加上程の手続きをとり採決することになる。うちの議会はいいい加減な答弁をした市長や理事者に対しても「動議提出」が頻繁にある議会で、問い合わせのような議事は全く行っていない。

鳥取県米子市議会 岡村英治議員(6期目)

そんな議事はしたことがない。請願が本会議で採択されたら休憩し、直ちに常任委員会を開催して意見書の作成に入る。請願人が用意した意見書も参考にする。この常任委員会で意見書に賛成する議員が提案者と賛同者となり、再開した本会議に追加で上程して採決を行っている。請願と意見書の一括採択なんて、地方自治法違反でありとんでもない話だ。(以上電話による聞き取り調査)

② 尚、広陵町議会の場合には、請願が採択された後にはじめて意見書なる文書が配布されたのであって、上程もしていないし、議論もしていないし、議決もしていませんので、津山市議会の事例を以て、正当化することはできません。

③ 日本共産党中央委員会に連絡をとり、対応する機関から**全国市議会議長会事務局に照会**をしました。「意見書と請願は個別に採決が必要です」との返事でした。

④ 7月15日に**広陵町議会議長名で国に意見書を既に送っています**。ここには「地方自治法第99条の規定により、平成26年6月16日**議決した意見書**を、別紙の通り提出いたします」と書いてあります。議決したなどと、事実でないことを書くのはよくないと思います。自ら主張している「請願と意見書の一括採択」とも異なっています。

⑤平成26年8月1日発行の**広陵町議会だより86号**について少し述べます。この号においては、この意見書だけ掲載しています。7月15日の広報委員会(最後の委員会)では私から「議決していない意見書は掲載すべきでない」と意見を述べたが、委員長の谷議員他のメンバーが載せるべし、として載せたものです。しかし、審議の経過も採決の結果もありませんので表示が出来ずやむなく3行を追加してコメントを試みて

おられます。曰く、「当該意見書は第2回定例会にて請願第2号慰安婦問題に関する請願書(国に意見書の提出を求める請願)で賛成多数で採択となり、意見書の送付を行います。」とあります。しかし実際には、請願書は採択されたが意見書は議決していないので、この文面であれば「意見書が採択された」と誤解を招く表現になっており許されない。よって、議決していないのに議決したことにしておこうと無理をするのでこうした小細工した文章をつくらざるを得ないのではないかと、思います。

⑥ 結論です。もしかすると、青木議長は請願が採択されたら準備された意見書も採択したことになると思っただけで誤った理解をして採決に臨んだ可能性もあると思います。その場合には6月16日に指摘を受けて助言を受け入れていれば今回のような決議案を議論することもなかったのではないかと思います。しかし、議決していないのに議決したことにして国に送ってしまったわけですから、最低限地方自治法違反の状態は回避する必要があるように思います。最近の広陵町議会では保育園園舎の増築問題で町による建築基準法違反が話題になりました。法令順守して仕事をしてもらいたいと議会は町長に厳しく要求しております。ところが、今回起きているのは、町議会は法令によらず多数の賛成があればよいというものに他なりません。他者には厳しく、自らには甘くでは説得力を持ちえないと心配をしております。

この上は、地方自治法違反状態をすみやかに脱することが肝要ではないでしょうか。そのうえで、議会は意見書を国に送る請願を採択したのですから、どのような意見書を送ったらよいのか協議すればよいと考えます。以上です。